

須総発第 338 号

令和 7 年 7 月 1 日

建設工事業者 様

須崎市長 楠瀬 耕作



須崎市「週休 2 日制モデル工事」試行要領（建築工事を除く。）の一部改正について（通知）

このことについて、須崎市「週休 2 日制モデル工事」試行要領（建築工事を除く。）（令和 6 年 3 月 29 日付け須総発第 157 号通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、この須崎市「週休 2 日制モデル工事」試行要領（建築工事を除く。）について、須崎市が発注する建設工事（建築工事を除く。）に適用するものとします。

記

1 改正内容

- （1）週単位の週休 2 日に対応する経費等の補正係数を新たに設定しました。
- （2）月単位の補正係数を改定し、通期の補正係数は廃止しました。
- （3）港湾工事についても、原則として現場閉所（月単位）の補正を行ったうえで発注するよう改定しました。
- （4）水道施設工事を追加しました。

2 施行日

この改正は、令和 7 年 7 月 1 日から積算し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用します。

（問い合わせ先）
総務課総務管財係 契約担当
TEL：0889-42-3791